

福商連青年部が総会を開催

7月12日(日)に福商連青年部協議会の総会が開かれ、6名の青年部員が出席し、来賓として福商連の二宮会長をお招きしました。活動報告ののち、役員会で提案された人事案と決算予算を承認し、9月の全国業者青年交流会の旅程と参加お誘いのプレイベントについて話し合いました。総会後は近所のお店で食事会となり、楽しく交流しました。



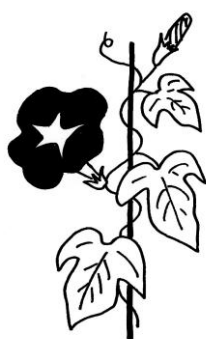
福商連二宮会長が挨拶



郡山民商にて参加者全員で撮影

白河第3支部役員会 支部だより

10日(金) 白河第3支部役員会をカフェバーマムで開き、7名が参加しました。先崎支部長の隣の店舗で開業した喫茶店を拡大できないかあたってみることにしました。また、7月の宣伝カー運行当番になっているので18日(土)に行くことを決めました。「店の家賃が高くてしばらく休むしかない」「在留資格を取得するための費用が値上がりして困った」と悩みを聞いたり、グランドゴルフ大会などの行事が予定されているので参加していこうと話し合いました。



税務調査の10の心得を 改めて再確認しよう！

ひどい目にあわないための 税務調査の心がまえ

税金の調査には任意調査と強制調査があります。強制調査は脱税容疑者にたいして裁判所が発行した捜査令状を持参し、本人に見せた上でする犯罪調査です。私たちのところへくる調査はほとんどが任意調査です。任意調査はすべて納税者の“任意な承諾”のもとに行なわれるところに特徴があります。

調査についての10の注意

1. 自主申告こそ納税者の基本的な権利です。
2. 税務署員の身分証明書（写真付）を出させて相手の身分を確認すること。
3. どんな用件で何の調査にきたのが理由を確認すること。
4. 突然の調査で都合の悪いときは日を改めさせることができる。
5. 納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法である。事務所、工場、店内、まして奥座敷などを一人歩きさせないこと。
6. 調査はその目的の範囲内に限定させること。
7. 検査とは、納税者が任意に提供した関係書類などを調べることであり、したがって承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法である。
8. 納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査はやめさせること。
9. 調査に応じるときは必ず信頼できる人の立合いの上で進めること。
10. 印鑑は命、税務署員に“捺印”を求められた場合は、どんな書類でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること。

2024.11. 118

計算ノートの裏面にあります。参考にしてください

新 白河税務署長 畠中享氏（関信局課税2部酒類業調査官）・

新 総務課長 八巻勝彦氏（久慈税務署総務課長）が同時に異動になりました。

事務所からの重要なお知らせ

ご不便をお掛けいたします

7月27・28(月・火)は全国事務局員交流会のため事務所が留守になります。

急を要する場合は0248-27-3161まで御連絡ください。

追ってご連絡いたします。それ以外は29日(水)にご連絡お願いいたします。

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商工会
TEL(27)3161

相談をご希望の方は事務所まで申し込みください

8月の無料法律相談・なんでも相談会
8月20日(木) 午後4時〜

7月10日に白河税務署員の異動が発表されました。今後、税務調査等が始まると思われる。あらためて「税務調査の心得」を確認していきましょう。突然の調査で都合の悪いときは日を改めさせることができます。